

事務連絡
令和元年9月30日

介護予防訪問介護サービス事業所
介護予防通所介護サービス事業所
地域包括支援センター } 管理者様

富山市福祉保健部介護保険課

富山市介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について

日頃より、本市の介護保険行政について格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。令和元年10月1日からの単価の改定については以下のとおりです。

1. 見直しの主な内容

- ①. 国が定める単価の見直しに伴う単価改定
- ②. 介護職員等特定処遇改善加算の新設
- ③. 介護予防ケアマネジメントCの新設

2. 見直し後の主な単位

別紙のとおり

3. 改定時期

令和元年10月1日

4. その他

今般の改定に伴う、10月以降の「サービスコード表」、「総合事業単位数表マスタ」については後日富山市HPに掲載予定です。

【担当】 介護保険課 TEL：443-2041（直通）

別紙

(1) 介護予防訪問介護サービス

訪問型サービス費（独自）Ⅰ 事業対象者・要支援 1・2（週 1 回程度）	1,172 単位（1 月につき）
訪問型サービス費（独自）Ⅱ 事業対象者・要支援 1・2（週 2 回程度）	2,342 単位（1 月につき）
訪問型サービス費（独自）Ⅲ 要支援 2（週 2 回を超える程度）	3,715 単位（1 月につき）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×63/1000（1 月につき）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×42/1000（1 月につき）

(2) 介護予防通所介護サービス

通所型サービス費（独自） 事業対象者・要支援 1	1,655 単位（1 月につき）
通所型サービス費（独自） 要支援 2	3,393 単位（1 月につき）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×12/1000（1 月につき）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×10/1000（1 月につき）

(3) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント A 事業対象者・要支援 1・2	431 単位（1 月につき）
介護予防ケアマネジメント C 事業対象者・要支援 1・2	431 単位（1 月につき）